2021年12月7日

**政党との政策課題意見交換会のテーマについて**

**＜国土交通省関連＞**

**１．港湾運送事業基盤の安定に資する課題**

(１)　届け出料金さえ維持できない港運事業者が存在する港湾の状況に鑑み、認可料金制度復活。

(２)　港湾運送事業法の目的する港湾運送事業の秩序確立に鑑み、免許制の復活。

**２．港湾政策に係る諸問題**

(１)　脱石炭（所謂カーボンニュートラル）は社会的動向を受けたエネルギー政策の転換で国策として進められることに伴い、それに関わる港では職域及び雇用に直結することから、港湾労働者の雇用と就労の確保対策。

(２)　AIターミナル構想などによる港湾の自動化政策や制度導入について、雇用と就労を確保する対策。

**３．安全・安心の諸施策**

（１）港湾に於ける石綿被災について、港湾労働石綿被災補償制度を確立。

（２）コロナ禍にあっても、国民生活維持のためエッセンシャルワーカーとして従事する港湾労働者に、今後のワクチン接種の優先や負担にならないPCR検査体制を整えること。

**＜厚生労働省関連＞**

**１．港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について**

（１）現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を。

**２．コンテナターミナルゲート作業の職域について**

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置（港湾労働の定義改定など）について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

**３．港湾労働の石綿被災対策について**

（１）特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度の改正を踏まえ、港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度の創設すること。

**４．ＩＬＯ（国際労働機関）条約・勧告批准について**

ＩＬＯ第１３７号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告（第１４５･１６０号）についても同様の措置を講じること。

５．**老朽化石炭火力発電所の削減政策（経産省）に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことについて国策として安定的措置を講じること。**

以上